（五十八）	マゼンタ（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月
（五十九）	（略）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
（六十）	（略）	一・二　（略） 三　メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定
（六十一）	（略）	一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三～五　（略）
（六十二）	（略）	
（六十三）	（略）	一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三・四　（略）
（六十四）	（略）	一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三～五　（略） 六　尿中の蛋白の有無の検査

（新設）

（四十七）	（略）	一　（略） 二～四　（略）
（四十八）	（略）	一・二　（略） 三　メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の蛋白の有無の検査
（四十九）	（略）	一　（略） 二～四　（略）
（五十）	（略）	
（五十一）	（略）	一　（略） 二・三　（略）
（五十二）	（略）	一　（略） 二～四　（略） 五　尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査